

## 一向に減らない介護離職

主任研究員 大沼 八重子

### 1. 公的介護保険の現状

公的介護保険制度が2000年4月に創設されて、14年が経過した。同制度は、家族が担う介護を社会全体で支え合うとする「介護の社会化」を目指して創設され、今やサービス受給者数（1か月平均）は、発足した2000年度の184万人から、2012年度の458万人まで、約2.5倍に増加している（厚生労働省「平成24年度介護保険事業報告（年報）」）。この利用者数の伸びをみると、介護問題は相当程度解消され、公的介護保険は「介護の社会化」への役割を果たしたように思われる。実際、介護保険制度創設以後の介護の状況について「良くなったと思う」と答えた者の割合は51.3%（「良くなったと思う」13.1%+「どちらかといえば良くなったと思う」38.2%）であり、半数以上は導入の効果を評価している（内閣府「平成22年介護保険制度に関する世論調査」）。だが、介護問題が解決し、安心がもたらされたとは言えない状況があることも事実である。

例えば、特別養護老人ホームの入居待機者数は、全国で52万2千人に上っている。一方、特別養護老人ホームの入居者数は48万人なので、待機者数はそれを上回る。供給が必要に追いついていないのである。高齢化のペースから施設の需要はさらに高まるものとみられ、施設不足は、今後、より一層深刻な問題となろう。

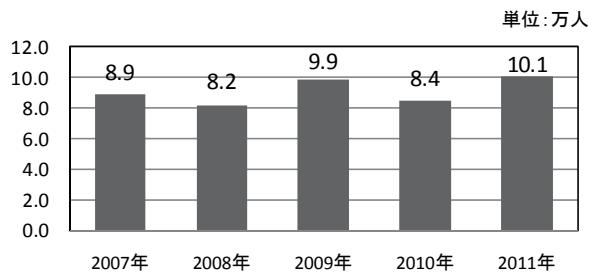
折しも、特別養護老人ホームの新規入所は原則、中重度の「要介護3以上」に限るとする介護保険法改正案が、現在国会で審議され

ている。「施設から在宅へ」の移行を促すものと考えられる。法改正が、施設不足を解消する期待は持てない状況だ。

### 2. 減らない介護離職とその背景

特別養護老人ホームへの入所には時間がかかり、民間の介護付老人ホームでは相当の経済的な負担がかかるという現状では、現役世代にとって仕事と介護を両立することは容易ではない。総務省「平成24年就業構造基本調査」によれば、過去5年間で介護のために離職した人は約49万人あり、毎年8～10万人の人が介護により職場を去ることを余儀なくされている（図表1）。その背景には、介護の担い手の変化があると考えられる。厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに、介護の担い手（要介護者と同居する主な介護者）についての動向を確認してみると、2001年の調査では「男性」23.6%、「女性」76.4%であったものが、徐々に男性が主な介護者となるケースが増加し、2010年の調査では「男性」30.6%、「女性」69.4%となっている（図表2）。

図表1 介護離職者数の推移

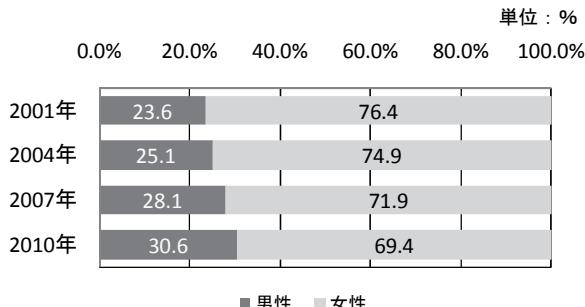


出典：総務省「平成24年就業構造基本調査」

※ 期間は、各年度10月～9月とする



図表2 介護者の性別割合

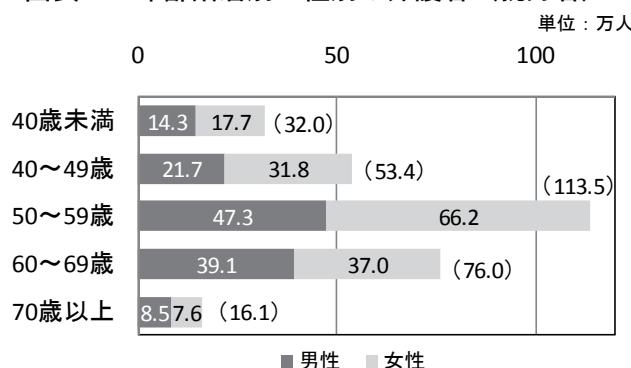


出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

また、介護（日常的または1年間に30日以上、家族の入浴や食事などの際に何らかの手助けを行う）をしながら仕事をしている人は291万人、特に「50～59歳」で113万人余りにも達している（前掲総務省「平成24年就業構造基本調査」）（図表3）。その50代の4割以上、47.3万人は「男性」が占める。男性にとっても、介護は身近な問題となっている。

このように、働き盛りの中高年を中心に男性就労者も介護を担う状況下では、要介護度が重くなり、しかも入所先の確保が困難となれば、仕事と介護の両立はあきらめざるを得ない。介護離職が一向に減らないのも当然のことといえるだろう。

図表3 年齢階層別・性別の介護者（就労者）



出典：総務省「平成24年就業構造基本調査」

※ ( ) 内は男性と女性の合計

### 3. 家族単位によるリスクマネジメントの必要性

現在、国会で審議されている介護保険法改正案には、前述の施設入所者基準の厳格化のほか、全ての人に一律1割であった介護サービス利用料の自己負担引き上げや、所得が低い人を対象とした施設利用時の補足給付の要件厳格化（収入が低くても預貯金などの資産がある場合は受給できない）が盛り込まれている。利用者の負担増による財源確保と介護保険サービスの給付抑制が柱にあると思われる。

高齢化がすすむなかで、ますます介護サービスの必要性は高まるが、介護負担の問題などが未だ残されている現状からも、公的介護保険のみでは、介護に伴う様々なリスクをカバーしていくのは難しいであろう。

とりわけ、介護離職は子ども世帯の収入が途絶する経済的リスクがあり、子どもの家族の生活にもダメージを与えかねない。介護離職は、親世代のリスクが引き金となって子世代を巻き込む形で生じるいわば「連鎖型」リスクであるともいえる。最近、認知症の要介護者が他物に損害を与えたことによる損害賠償責任が家族にあるとする判決が報じられたが、これなどもこうしたリスクのひとつといえるかもしれない。

従来、「個人のリスク」として捉えることが一般的であった介護リスク。介護離職が一向に減らない現実は、「家族のリスク」として今後顕在化する可能性を示唆しているように思える。介護保障提供のアプローチも、「家族リスクマネジメント」といった視点が必要な時代になってきたのかもしれない。

（6月11日 記）